令和４年４月農業委員会総会議事録

令和4年4月25日午後3時00分、令和4年4月農業委員会総会を弘前パークホテル4階「ラ・メェラ」に招集する。

出席委員 25名

1番	金田	公隆	委員	2番	藤田	善明	委員	3番	岩谷	裕子	委員
4番	佐藤	修司	委員	5番	川村	陽彦	委員	6番	須藤	秀人	委員
7番	種澤	達也	委員	8番	町田	高司	委員	9番	石岡	千鶴子	委員
10番	三上	浩太	委員	11番	小林	政貴	委員	12番	小田桐	明	委員
13番	石岡	人志	委員	14番	福士	章逸	委員	15番	小嶋	勇成	委員
16番	木村	芳文	委員	17番	平井	秀樹	委員	18番	成田	繁則	委員
20番	大湯	茂八郎	委員	21番	戸澤	幸彦	委員	22番	髙橋	貴志	委員
23番	田村	眞裕美	委員	24番	成田	毅	委員	25番	兜森	弘義	委員
26番	前田	優考	委員								

欠席委員　1名

19番　佐藤　剛郎　委員

出席事務局　　14名

事務局長	吉田　秀樹	事務局次長	佐藤　祝幸
岩木分室長	竹谷　新一	相馬分室長	細川　博
事務局次長補佐	伊藤　靖記	事務局主幹	高橋　秀男
事務局主幹兼農地調整係長	澤田　明人	事務局主幹兼総務係長	高木　一誠
事務局農地利用促進係長	藤田　智恵子	事務局主事	鎌田　彰大
事務局主事	古川　夏菜	事務局主事	上川原　拓哉
事務局主事	大浦　空	事務局会計年度任用職員	日村　理美

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命
議　事
議案第76号　　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第77号　　農地転用許可に係る意見について
議案第78号　　農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第79号　　農用地利用集積計画の決定について
議案第80号　　農用地利用集積計画策定の要請について

報告第13号　　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
報告第14号　　市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について
報告第15号　　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻 15 時 00 分］

事務局次長　ただ今から、令和 4 年 4 月弘前市農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田 繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 19 番佐藤剛郎委員の 1 名であります。ただいまの出席者数は 25 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。1 番金田公隆委員、2 番藤田善明委員、3 番岩谷裕子委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の大浦空主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。それでは、次第の 4、議事に入ります。
議案第 76 号を議題といたします。議案第 76 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　1 ページをお開き願います。議案第 76 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 6 件 32,100 ㎡、畑 23 件 114,122 ㎡、合計 29 件 146,222 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 26 件 147,515 ㎡、畑 15 件 103,094 ㎡、合計 41 件 250,609 ㎡、さらに、第 3 条第 3 項関係が、畑 1 件 13,438 ㎡、であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 4 月 13 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、金田公隆委員、岩谷裕子委員、藤田善明委員、それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農 4 件についての事情聴取を行いました。9 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 20 番について申し上げます。譲受人は、主たる耕作者であった父が高齢になったため父が所有する農地を引き継ぐことを決め、本申請に至ったと申し述べておりました。また、以前にも申請地で一連の農作業経験があり、今後は、水稲及びりんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。

調査委員長　12 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 26 番について申し上げます。譲受人は、高齢により営農困難となった親戚が所有する農地を耕作するため、本申請に至ったと申し述べておりました。また、2 年ほど前より農作業の手伝いをしており、今後も、農協の指導の下、引き続き同様にしてりんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。13 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 29 番、及び 26 ページ使用収益権関係、受付番号 32 番について申し上げます。譲受人である法人の代表は、以前からりんご栽培の手伝いに加え、1 年間の一連の農作業に従事しており、今後、高齢化や担い手不足により

調査委員長	手放すことになった園地を借り受け、機械等を導入することにより、生産性の向上を図りたいとのことから、法人を設立し、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も知人の指導の下、引き続き同様にしてりんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。19 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 14 番について申し上げます。借受人は、3 年ほど前より知人の農地でピーマンの栽培に関っておりましたが、自身で農業経営したいという思いがあり、今回、知人の協力により農地を借り受ける見通しがたったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後も、貸付人や農協の指導の下、引き続き同様にしてピーマンを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないと判断しました。32 ページをお開きください。農地法第 3 条第 3 項の使用収益権関係、受付番号 1 番、農地所有適格法人以外の法人による解除条件付の借受の申請については、農地法第 3 条第 2 項第 2 号及び第 4 号を除く各号のいずれにも該当しないこと、並びに同条第 3 項各号の要件を満たすことから、許可相当であると考えられました。なお、同条第 4 項の規定により、市に意見を求めた結果、申請内容について、意見は無かったことを併せて報告します。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。
議　　長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 （な　し）
木村芳文委員	〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉 （木村芳文委員退席）
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 22 ページ、使用収益権関係、受付番号 24 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	使用収益権関係、受付番号 24 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 76 号のうち、使用収益権関係、受付番号 24 番については、許可することに決定いたします。木村委員の着席をお願いします。 （木村芳文委員着席）
前田優考委員	〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉 （前田優考委員退席）
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 30 ページ、使用収益権関係、受付番号 40 番及び 31 ページ、41 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）

議　　長　　使用収益権関係、受付番号 40 番及び 41 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 76 号のうち、使用収益権関係、受付番号 40 番及び 41 番については、許可することに決定いたします。前田委員の着席をお願いします。

（前田優考委員着席）

議　　長　　それでは、使用収益権関係、受付番号 24 番、40 番及び 41 番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　使用収益権関係、受付番号 24 番、40 番及び 41 番を除く申請については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 76 号のうち、使用収益権関係、受付番号 24 番、40 番及び 41 番を除く申請については、許可することに決定いたします。
次に、議案第 77 号を議題といたします。議案第 77 号は「農地転用許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　33 ページをお開き願います。議案第 77 号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑 1 件 1,566 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。35 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号 1 番は、農地区分が第 3 種農地で原則許可相当の農地区分であります。なお、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 77 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 77 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 77 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 78 号を議題といたします。議案第 78 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　37 ページをお開き願います。議案第 78 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑 2 件 647 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。39 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号 1 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「農業用施設」であることから転用許可基準を満たすものであります。受付番号 2 番は、農地区分が第 3 種農地で原則許可相当の農地区分であります。なお、いずれも許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 78 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 78 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 78 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 79 号を議題といたします。議案第 79 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　41 ページをお開き願います。議案第 79 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出

事務局次長　されました件数と面積は、所有権関係が、田6件26,746㎡、畑17件99,940㎡、合計23件126,686㎡であります。また、使用収益権関係は、田10件43,209㎡、畑2件15,843㎡、合計12件59,052㎡であります。このうち、農地中間管理事業に関するものは、使用収益権関係で、田9件37,529㎡、畑2件 15,843㎡、合計11 件 53,372 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長　本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。44 ページをお開きください。所有権関係、受付番号6番について申し上げます。譲受人は、りんごで新たに就農するものであり、これまで、祖父の指導の下、父の樹園地を10年以上手伝い、又、昨年から、本格的に経験を積んでおり、農機具及び労働力については、父と共同で営農していくと申し述べておりました。49ページをお開きください。所有権関係、受付番号22番、23番、50ページ、使用収益権関係、受付番号1番から56ページ12番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第2条第3項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。51 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号2番から56ページ12番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

石岡人志委員　<議事参与の制限に該当する旨の申出あり>

（石岡人志委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に51ページ、使用収益権関係、受付番号2番から55ページ受付番号10番について御審議願います。

議　　長　御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　使用収益権関係、受付番号2番から10番について、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第79号のうち、使用収益権関係、受付番号2番から10 番については、委員会報告のとおり決定いたします。石岡人志委員の着席をお願いします。

（石岡人志委員着席）

議　　長　　それでは、議案第 79 号のうち、使用収益権関係、受付番号 2 番から 10 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 79 号のうち、使用収益権関係、受付番号 2 番から 10 番を除く計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 79 号のうち、使用収益権関係、受付番号 2 番から 10 番を除く計画案については、委員会報告のとおり決定いたします。
次に、議案第 80 号を議題といたします。議案第 80 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　57 ページをお開き願います。議案第 80 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 6,209 ㎡、畑 5 件 10,106 ㎡、合計 6 件 16,315 ㎡であります。また、使用収益権関係は、田 1 件 1,820 ㎡、畑 2 件 25,800 ㎡、合計 3 件 27,620 ㎡であり、農地中間管理事業に関するものであります。今回提出されました 9 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 6 件、貸借 3 件が整ったものであります。59 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 4 番の譲受人は農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録はありませんが、借入地の所有権を取得することから、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿の登録を要しないものであります。61 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 1 番から 62 ページ 3 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。又、使用収益権関係、受付番号 3 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たすものであります。以上であります。

議　　長　　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第 80 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 80 号については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 80 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。

議　　長　　次に、報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　63ページをお開き願います。報告第13号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田8件48,355.05㎡、畑19件210,238.32㎡、合計27件258,593.37㎡であります。なお、届出理由につきましては65ページから69ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第13号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第14号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　71ページをお開き願います。報告第14号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第3条第2項及び第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、4条関係が畑1件2,181㎡、5条関係が田3件1,186㎡、畑1件319㎡、合計4件1,505㎡であります。なお、届出理由につきましては、73ページから74ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第14号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　次に、報告第15号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　　75ページをお開き願います。報告第15号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田7件34,231㎡、畑3件13,176㎡、合計10件47,407㎡であります。なお、解約理由につきましては、77ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　　報告第15号について、御質問等ございませんか。

小嶋勇成委員　　はい、議長。

議　　長　　はい、15番。

小嶋勇成委員　　はい、15番、小嶋です。受付番号133番について、ちょっとお聞きしたいんですけれども。解約の後、誰かまた見つかったんだべか？そこを教えてもらえれば。わからなければ、あとで教えてもらえれば、いいです。

議　　長　　わかりますか？

澤田農地調整係長	はい、今はちょっとわからないので、後でお知らせします。
小嶋勇成委員	はい。大丈夫です。
議　　長	はい、他にご質問等ございませんか。なければ、これをもちまして、本日の議事を終了いたします。 ［議事終了 15 時 41 分］